

納税

町税の悪質な滞納者に行政サービスを制限します

町税は町民の皆様への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。滞納があると町の財政運営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすことになります。皆様のご理解とご協力のもと、納期限内納付をお願いします。何らかの事情により納期限までに納付の困難な方は、分割納付などの納付方法についてお気軽にご相談ください。

税の公平性

納期限内に税を納付された人と納付されなかった人の不公平をなくし税の公平性を保つために、町では法律に基づき滞納処分を行ないます。

自主納付

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。町税を滞納すると納税の催告のため費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用することができません。納期限内の自主納付にご協力ください。

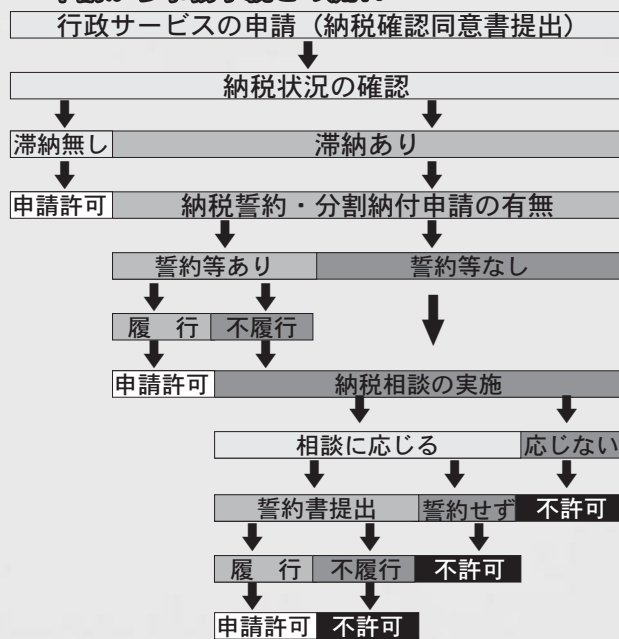
滞納処分

文書や電話、訪問による再三の催告にもかかわらず納税相談や納付がないときは、法律に基づき大切な財産（不動産・動産・債権（給料・生命保険など）を差し押さえし、換価して、滞納町税にあてます。

- ◎対象となる税目等
個人住民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税
- ◎実施時期と対象時期
平成21年4月から実施、平成21年度課税分以後の滞納状況が対象
- ◎制限を受ける滞納者
納付能力がありながら、再三の督促、催告等に納税の意思を示さない者、納税誓約を守らない者など、納付について著しく誠実性を欠き町税を滞納している者
- ◎納税確認の範囲
 - ①法人の場合
法人及び法人の代表者
 - ②個人の場合
本人及び家計を共にする配偶者、父母、祖父母、子、孫

町では、財政健全化に向け努力しております。そうした中で、町税に滞納がある方と完納している方が同じ行政サービスを受けることは町民の公平感を阻害することとなります。こうした状況から納税の促進及び滞納防止を図るため条例を制定し、悪質な滞納者に対して一部の行政サービスを制限します。滞納していない方や約束どおりに分割納付されている方は、行政サービスの制限を受けることはありません。

申請から事務手続きの流れ



行政サービス等が制限される項目	
1	町有財産の貸付に関する事
2	物品等の購入に関する事
3	工事の請負に関する事
4	業務の委託に関する事
5	一般競争入札及び指名競争入札の参加資格、登録に関する事
6	せり売り参加資格に関する事
7	不用品の売払いに関する事
8	まちづくり活動支援事業に関する事
9	身障者運転免許取得補助事業に関する事
10	人にやさしい家づくり補助事業に関する事
11	健康で安心して暮らせるまちづくり事業に関する事
12	重度身体障害者タクシー料金助成事業に関する事
13	生活支援ハウスの利用に関する事
14	野菜生産農業経営者種苗・堆肥等購入事業助成金に関する事
15	大家畜特別支援資金利子補給に関する事
16	農漁業近代化資金利子補給に関する事
17	農園の使用許可、承認に関する事
18	町営牧場の利用に関する事
19	瀬棚港旅客施設の売店及び食堂の使用許可に関する事
20	町営住宅の入居に関する事
21	特定公共賃貸住宅の入居に関する事
22	指定給水装置工事事業者の指定に関する事
23	公共下水道排水設備指定工事店の指定に関する事
24	公共下水道排水設備工事責任技術者の登録に関する事
25	漁業集落排水設備指定工事店の指定に関する事
26	奨学資金貸付に関する事

問い合わせ／●本庁税務課徴収係 ☎0137-84-5111

●瀬棚総合支所総務税務課税務係 ☎0137-87-3311

●大成総合支所総務税務課税務係 ☎01398-4-5511

後期高齢者医療制度のお知らせ

❖「高額介護合算療養費」の申請について

世帯内の後期高齢者医療制度加入者の方全員の「お医者さんにかかったときの自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、「介護合算算定基準額（下表）」を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、後期高齢者医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区 分		介 護 合 算 算 定 基 準 額
現役並み所得者		67万円(89万円)
一 般		56万円(75万円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

◇後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

◇支給額が、500円未満の場合は支給されません。

◇所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

- 現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯に
いる加入者（被保険者）の方です。
- 住民税非課税世帯
 - 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
 - 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。
 - 世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
 - 老齢福祉年金を受給されている方

『申請手続き』

支給の対象となる方へは、12月下旬に申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書とともに役場高齢者医療係へ申請が必要です。



■問い合わせ先／

●北海道後期高齢者医療広域連合 ■011-290-5601

●役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ■0137-84-5111

●瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ■0137-87-3311

●大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ■01398-4-5511